

日本労働年鑑 第57集 1987年版  
The Labour Year Book of Japan 1987

第五部 労働・社会政策

IV ILO

1 第七一回ILO総会と主要な会議

1 第七一回ILO総会

第七一回総会の概要

第七一回ILO総会は、一九八五年六月七日から二七日まで、ジュネーブのパレ・デ・ナシオンで開催された。議題はつぎのとおりであった。(1)理事会および事務局長の報告、(2)事業計画、財政上の提案およびその他の財政問題、(3)条約・勧告の適用にかんする情報および報告、(4)職業衛生機関(第二次討議)、(5)一九三八年の賃金労働時間条約(第六三号)の改正(第二次討議)、(6)石綿の利用における安全(第一次討議)、(7)雇用における男女の均等な機会および待遇、(8)ILOの機構——機構にかんする総会代表団の報告

この総会には、一四一カ国から延べ二〇〇〇名におよぶ代表団が参加した。総会議長にはチュニアのモハメド・エナサール社会相が選出された。六月一七日にはインドのラジブ・ガンジー首相が総会議場で特別講演をおこない、発展途上国の失業と貧困の緩和にILOがいっそう努力するよう訴えた。

事務局長報告

事務局長報告書の第一部は「近年における経済、社会および技術の発展に直面している三者構成主義と労使関係」をテーマに取り上げており、国際労働基準のあり方を論じた前年のILO総会の事務局長報告書について、ILOにとって最も基本的な問題を扱っており、この問題をめぐって一般討議が展開された。

事務局長はその報告書のなかで、世界のあらゆる地域が経済の低成長、技術革新、および労働市場の量的・質的变化などに起因する深刻な構造調整問題に直面していると述べ、発展途上国ではこのほかに累積債務問題をかかえていることを指摘し、構造変化が労働分野とくに雇用面におよぼす深刻な影響について論じる。インフレとのたたかいと失業とのたたかいのいずれをより重視すべきか、労働力の地理的および職業的の流動性を高め、労務費と労働者保護法規を弾力化すべきか、それともそれらの「硬直性」を維持すべきであるのか、といった重大な選択を迫られている。

事務局長は次いでこうした展開が労使関係システムに与える影響について論じる。多くの国で使用者にたいする労働組合の交渉力が低下した。組織率や組織人員の低下に直面している労働組合も多い。これはたんに伝統的に労働組合の強固な地盤であった産業(製造業など)の縮小だけによるのではなく、新たに労働市場に入ってくる労働者が組織化しにくくなったからでもある。政府が労務費を引き下げのために緊縮政策をとったり、あるいは労働市場を弾力化する措置をとる場合も非常

に多い。しかし、事務局長は、先進国であると発展途上国であるとを問わず、政労使の三者が緊密に協力して、現在の経済的および社会的な深刻な状況を乗り切るためのきわめて独創的な解決策を生み出している場合が多い、と述べている。

事務局長報告書をめぐる一般討議では、二五〇名を越える代表が代表演説をおこなった。日本からは、山口敏夫労相、高橋富治労働者代表（総評副事務局長）および吉野衡使用者代表（日経連常任理事）がそれぞれの立場から代表演説をおこなった。ブランチャール事務局長は二六日、これら代表演説にたいする回答演説をおこない、産業平和の鍵は労使間の自由な対話にあることを強調するとともに、団体交渉が成功するための条件として、交渉当事者間の力の均衡、双方の責任感、および信頼と当事者の協力を述べている精神の三つをあげた。

## 予算

予算については、総額二億五三〇〇万ドルにのぼる一九八六—八七会計年度予算案が承認された。主要国の分担金比率は、アメリカ二五％、ソ連一〇・四五％、日本一〇・二三％、西ドイツ八・四七％、フランス六・四六％、イギリス四・六三％の順になっている。

## 条約・勧告の適用

この総会のために条約・勧告適用専門家委員会が準備した一般調査報告は、労働監督関係の二条約、三勧告の適用状況の分析と評価をおこなったものであった。

## 職業衛生機関

第二次討議の結果、職業衛生業務は予防機能を基本とすること、とくに職場における危険有害因子の発見と評価、作業環境等の管理、必要な助言の提供を中心とすべきこと、学際的アプローチをとるべきこと等々の原則を規定した職業衛生機関条約（第一六一号）と、それを補足する職業衛生機関勧告（第一七一号）が採択された。

## 労働統計

同じく第二次討議の結果、賃金と労働時間にかんしてのみ労働統計の整備を規定した一九三八年の第六三号条約を改正して、「総合的労働統計情報システム」の確立をめざして経済活動人口、雇用、失業、所得、労働時間、労働費用、物価、家計支出、労働災害および労働争議にかんする統計を加盟国が逐次整備するように求めた労働統計条約（第一六〇号）と、それを補足する労働統計勧告（第一七〇号）が採択された。なお、労働統計勧告では、労働統計条約のほうにはない生産性統計の整備についても規定している。

## 石綿の利用における安全

第一次討議の結果、石綿へのばく露を、(1)代替品の採用、(2)ある種の石綿の使用禁止、(3)ある種の工程の認可制のうち、一または二以上により制限することなどを定めた条約と勧告を、翌年の総会の第二次討議で採択する運びとなった。

## 雇用における男女の平等

一般討議の結果、一九七五年のILO総会で採択されたこの問題に関する宣言と行動計画の有効性が再確認された。そして、雇用における男女の機会および待遇の平等、女性の職業生活への復帰を容易にする措置をとるべきこと、母性保護関係の費用を社会保障により負担すべきこと、あらゆるレベルにおける意思決定への女性の完全な参加を確保すべきこと等々を内容とする結論が採択

された。これらの成果は、同年七月にナイロビで開催された国連婦人の一〇年をしめくくる会議で報告された。

## 議題外決議

(1)アフリカ問題(同地域の雇用、食糧、貧困などの問題を解決するためのILO活動の強化を求めたもの)、(2)災害対策(化学物質などの危険物の利用の増大にともなう重大な災害を防止するために、加盟国の政労使が協力して対策をたてること、およびILOのこの関係の活動を強化することなどを求めたもの)、の二つの決議が採択された。

## 機構問題

機構問題については、理事会議席の地域別配分などについて問題が残ったが、翌年の総会までに憲章と議事規則の改正案をまとめることになった。

## 日本政府、ILOの二条約を批准

第七一回ILO総会にビジティング・ミニスターとして出席した林労相は、六月一〇日、ブランシャールILO事務局長と会見し、ILOの「雇用政策にかんする条約」(一九六一年採択、第一二二号)と、「人的資源の開発における職業指導および職業訓練にかんする条約」(一九七五年採択、第一四二号)の批准書を寄託した。これら二条約については、三月一七日に批准案件が国会に提出され、五月一六日に国会の承認が得られた。

日本がILO条約を批准したのは、一般条約では職業がん条約(第一三九号、一九七七年批准)以来九年ぶりであり、海員関係の条約を含めると、商船(最低基準)条約(第一四七号、一九八三年批准)以来三年ぶりである。今回の二条約批准により、日本が批准したILO条約は三九となった。

日本労働年鑑 第57集 1987年版

発行 1987年6月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月1日公開開始

---

■←前のページ 日本労働年鑑 1987年版(第57集)【目次】次のページ→■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---